

# ☆ 感染症対応マニュアル

## ◎ 緊急性の高い感染症（新型コロナウイルス、新種のインフルエンザ、SARS等）

児童が感染症流行地域の学校からの帰国・編入  
児童が感染症流行地域へ旅行後帰国

### 【情報の収集と整理】

- 当該児童と家族の健康状況（症状の有無）
- 当該国の状況、感染者（疑いを含む）との接触の可能性
- 当該疾患の特性等についての情報
- 直接対応はしない。

### 【関係機関との連携】

- 学校医・保健所等との連携
  - ・当該感染症に関する情報を収集し、その対応についての意見を聞く。
    - \* 豊肥保健所（平日 17:00 まで… 0974-22-0162）
    - \* 大分県庁（平日 17:00 以降の夜間・休日… 097-536-1111）
- 教育委員会との連携
  - ・得られた情報を教育委員会へ伝え、必要に応じて指示を得る。

### 【症状がない場合】

- 保護者の理解を得て、適当な期間、自宅待機を依頼する。
- 主治医や学校医の意見を踏まえ、必要に応じて学校保健法第 12 条に基づく出席停止の措置を執る。

### 【他の児童、保護者への対応】

- 緊急対策会議の結果をもとに、当該伝染病に関する正しい知識を伝え、学年に応じた指導を行うとともに、偏見などが生じないように人権に配慮して指導をする。
- 二次感染の予防に努めるとともに、無用な混乱を避けるため、状況に応じて情報を提供する。

### 【症状がある場合】

- 保護者に対して、速やかに受診させるよう依頼する。（受診にあたっては医療機関に事前に連絡する。）
- 緊急対策会議（学校保健委員会等）の開催
  - ・状況の把握と整理
  - ・具体的対応策の検討
  - ・今後の方針、役割分担等の決定
  - \* 構成メンバー  
校長・教頭・養護教諭・担任・学校医  
保健所等関係者・保護者代表等
- 緊急職員会議の開催
  - ・全職員で対応についての共通理解をする
  - ・役割分担に従って対応にあたる。
- 病名の周知等については、教育委員会と十分に協議する。

### 【集団発生への対応】

- 関係機関との対応…緊急対策会議
  - ・速やかに学校医・教育委員会・保健所へ連絡し、学校医等の意見を聞いて臨時の健康診断  
出席停止・臨時休業・消毒・その他適切な処置をとり、病気の蔓延を防ぐ。
- 保護者への通知
  - ・患者の発生状況や家庭でとるべきことの内容について周知し、二次感染の予防に努める。

**【事後の措置について】**

- 緊急対策会議（運営委員会・職員会議）
  - ・経過や結果について検討し、一連の対策をふりかえり、学校における緊急時の体制について確認する。
- 当該児童の復帰
  - ・学習の保障や偏見などの払拭等、学校・学級で受け入れ体制に万全を尽くす。  
必要があれば、心のケアに取り組む。
- 児童への指導
  - ・児童に対し、感染予防の観点だけでなく、自分自身が感染している可能性がある場合の行動の仕方等を含めた健康教育を実施する。

**◎緊急性の高い感染症に集団感染した場合**

罹患者が増えたあるいは近隣の学校で増えている状況  
・罹患の判断…医師の判断を基準とする

**【罹患者数が増えつつある場合】**

- 担任
  - ・学級の欠席者に電話あるいは家庭訪問で状況の確認をする。他の理由での欠席者との違いを明らかにしておく。
  - ・登校している児童の健康状態を観察・聞き取りする。
  - ・学級の児童の罹患状況を養護教諭に報告
  - ・欠席者は出席停止の扱いにする。
- 養護教諭
  - ・全校の児童の罹患欠席数および状況、登校者の罹患数及び状況を把握する。
  - ・罹患状況をまとめて校長・教頭に報告
  - ・担任および全校児童へ予防についてや、罹ったときの対応等の指導を行う。
  - ・資料作成（事前指導を含む）
- 学校
  - ・児童の状況の報告結果をもとに校長・教頭・養護教諭・担任を交えて対応を話し合う。
  - ・学校医に相談をする。
  - ・教頭は家庭へ向けての文書を養護教諭とともに作成し、配布する。
  - ・必要に応じて運営委員会をもって対応を話し合う。

**【罹患者数が多い場合】**

- 〈時間差登校の措置をとる場合〉
  - 対応は、左記に準じる。
    - ・家庭に文書を作成・配布する。欠席している児童の家庭には担任が電話か家庭訪問で連絡する。伝染性の強い病気の場合は、できるだけ児童に持って行かせない
    - ・教育委員会に報告する。
    - ・担任および学校で登校指導をする。欠席出席を確実に把握する。
- 〈学級閉鎖を行う場合〉
  - 対応は左記に準じる。
    - ・罹患率が3割以上の場合とする。
    - ・学校医と相談する。
    - ・教育委員会へ文書報告する。
    - ・給食調理場等へ連絡する。
    - ・担任は家庭訪問して、児童の状況確認と指導を行う。
- 〈臨時休業の場合〉
  - 基準
    - ・学級閉鎖が複数学年にまたがる場合とする。
  - 対応は左記に準じる。

※その他の伝染性のある病気に児童が罹患した場合は上記のマニュアルに準じる。